

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柿澤弘治君。

○柿澤委員 脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

この法律改正の趣旨は、徴税の公平を期するために除外期間等を延長しようということでございますが、その背景には課税対象所得の捕捉率が低いという問題があるかと思うのです。その意味で、世の中で言われているクロヨン、トーゴサンという問題に関係するわけですけれども、このクロヨン、トーゴサンについて、最近出た「季刊 現代経済」というのを読みまして、石弘光さんが論文を書いておられます。

これは、国民所得統計等から国税統計とは別にそれぞれの勤労所得、事業者所得、農業所得等を推計して課税所得と対比をしながらクロヨンの実態に迫ろうという試みのようですけれども、この点について国税当局は税務執行当局は実感としてどういうふうにとらえておられるか、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

石さんは、給与所得者のケースについては国民所得統計から推計したものと国税が把握している所得との間で大体はば一〇〇％課税されているという推計をしております。事業者所得の場合にはこれはなかなか推計がむずかしいといえながら七二％とか七割前後の課税ということで、クロの口は六ですけれども七割程度じゃないか。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕それから農業所得についてはクロヨンのヨン、トーゴサンのサン、四割、三割と言われておりますが、この推計に基づくところに低くて二割前後ではないか、こういう推計をしておられるわけ

ですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○小幡政府委員 ただいま先生がお話しございました石先生の論文につきましては私もまだ十分勉強いたしておりませんが、いろいろな角度から各種の統計を使われて、またいろいろな推計方法を使われて分析をしておられるということであろうと思います。私もひとつその先生の論文を十分勉強させていただきたいと思っておりますが、執行当局といたしまして感じとしてどうかというお尋ねでございますけれども、私も率直に申しまして、いろいろな税務調査というものを通じて申告漏れがあるということを承知いたしておりますので、税務調査をしておりますわけでございますので、税務調査をしております分野につきましてはそれがどうであるのかというのを判断するだけの資料を持ち合わせていないわけでございます。しかしながら、税務調査をやりましたものにつきましては、その結果等につきましてはいろいろな機会に発表させていただいておりますように各種の申告漏れがあるというところは御案内のとおりでございますし、また一方非常にまじめに誠実に記帳をし、ありのままに申告をしておられる適正な申告納税者がおられるということもまた事実でございます。恐らく先生の周りにもそういううまい納税者が多数おられると思うわけでございますが、そういういわゆる不心得な人からまじめにやっておられる人までいろいろあるわけでございますので、それらを全体を通じてその申告漏れが幾らであるかということには確かに私も断じがたいわけでございますが、私どもの感じといたしますれば、世間で言われているほどの申告漏れ割合があるというふうには思っていないということでございます。

○柿澤委員 二つの問題があると思うのですが、国税当局として課税漏れになっている所得は捕捉していないことですが、この石さんの試みのようにいろいろな形の推計というのはあり得ると思うわけですが、その点については従来何らかの形で内部的には検討されたことはあるわけですか、それとも全くそういう作業はしてないということですか。

○小幡政府委員 所得の申告漏れということになりますと、石先生の論文にもありますように、たとえ国民所得統計と税務統計を比べて、そして国民所得統計の中に入っている所得の中から、いわゆる控除失格でありますとか無資格の者とかいうそれらの所得を除いていく、あるいはまた税務統計にあらわれている所得に対して青色申告の専従者控除等を加算していく、そういうふうなこと、それは一つの方法論としてはあり得る方法論であろうと思います。ただ問題は、どういふ人が一体控除失格あるいは無資格になっているのかということ推計するその方法というものは非常にむずかしいわけでございます。なかなか一概にそういう数字が出てこない。そういうふうなこともございまして、石先生の手法というものは一つの有力な手法であろうと思っておりますけれども、具体的にどういふふうにするかというものが推計で出てくるのかということになりますと、これはなかなかむずかしいのではないかとこのところございまして、私もいたしまして、そういうふうなことの計算はなかなかできないというふうには思っておるわけでありまして。

○柿澤委員 まあ課税捕捉率がいま国民の間で非常に大きな関心を持たれているわけですね。国民の関心だけではない、石先生もこの論文の中で述べておられるように、これから租税負担率が高くなっていくと、表面にあらわれている経済活動というものと地下にもぐってしまった地下の経済、ここではアンダーグラウンドエコノミーと書いてあります。イレギュラーエコノミー、不法な経済、そういうもののギャップがだんだん大きくなっていく。そういう意味では、アンダーグラウンドエコノミーの規模というものを推計しながらそれで経済政策を立てていくというのも、これは重要な課題になってまいります。

それからもう一つ、課税の公平という点で言う

と、制度的な公平だけを形式的な公平だけを追求して果たしているのだろうか、実態的な公平というものがもっとも検討されなければいけないのじゃないか。その点で、いままで行政の立場としてはともすれば形式的な公平感が保たれればそれでよい、実態については実態と形式との遊離、たまたま本音との遊離はできるだけこれは表に出さないで遊離がないんだという前提で議論をしたいという傾向があるようでございますけれども、それでいいのかどうか。特にこれから税負担が高くなってきたときに、その実態的な不公平感というのにもっとメスを入れていく必要があるのじゃないか、国税当局としてもそれにまじめに取り組んでいくといいますか正面から取り組んでいくという姿勢が欲しいと思うのですけれども、その点立法に当たっておられる主税局としてはどうお考えでしょうか。

○高橋（元）政府委員 いまもお話しございましたように、単に課税の技術的なまた制度的な公平ということを超えて、おっしゃるようなアンダーグラウンドエコノミー、こういうようなものが拡大していくということは社会全体の経済のパフォーマンスからしても好ましくない問題を含んでおるだろうと思っております。まあ有償の市場経済以外にだんだん無償の、無償のと申しますか対価を市場で払わない公共経済の部門が広がっていくことが、これからの社会の高度化ということに伴って当然起こってくるわけでございますから、そういう場合にその費用を国民に負担していただくための制度というものを考えていきます上でも、やはりおっしゃるようなイレギュラーと申しますかアンダーグラウンドと申しますか、そういう経済の実態というものを、これはもうそもそもの経済からアンダーグラウンドになっていくわけでございますけれども、できるだけ正確にとらえて、社会の動きというものに即して税制というものもぜひ考えていきたいというふうに考えております。

○柿澤委員 そのイレギュラー、アンダーグラウ

ンド、わからないからそうなんですけれども、それを推計しながら、いま国税関係の法律の改正によってねらおうとしているもの、そのねらいの相手の獲物の大きさというものをとおおよそ推計しながらそれに合ったメジャーというか手段というものを立案していくのが大事だと思ひますし、そういう意味で相手の量なり性格なりがわからないでそこに無理やり突進していつて、七年に延ばしたから果たしてどのくらい効果があるのだという問題が出てくるわけで、その点でもこういう立法の過程でアンダーグラウンドになっている部分がどういう性格のどの規模のものなのかというのは、基礎資料として当然持つていなければいけない。

それが推計不可能だということではギブアップされていて徴税の効果がどれほど上がるのか、公平が期待できるのか。これは相手が変わらないままに武器をつくっているわけですから、それでは果たして有効かどうかだつてわからないではないですか。そういう点でも少しその辺の推計の方法なり相手、徴税当局としてこれからとらまえないければならない獲物の性格と量と大きさというものを推計する必要があるのじゃないかと私は考えるわけです。

それからもう一つ、石先生も触れておられますけれども、ここに書いてあるのを読みますと「課税所得の捕捉率に漏れがあることを、わが国の税務当局は少なくとも表面的には認めたがらない。これはアメリカの内国歳入庁が過小申告にかなする自らの推計を公表し、世論を喚起しているのと非常に対照的である。」こういう御指摘があります。そういう意味で、課税の公平について特定の大きな脱税事件が起こったから何とかしなければいけない、けしからぬ、それは非常に情緒論であり感情論だと思ふわけです。この問題が非常に大きな問題なんですよということを世論に納得してもらふためには、その前提がなければいけない。この法案の審議の段階になつて各党の中でもいろいろとこれの是非をめぐつての議論が出てきておりますけれども、こういうものがこの段階に来て

出てきているというのは、つまり対象の推計ができていない、方法の重要性と目的と手段に関する適合性というものが十分に納得されていないからこの法案自身に対するそういうさまざまな懐疑的な動きというのが出てくるわけです。その点についてもう少し積極的に取り組む必要があるのじゃないでしょうか。その辺、いかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 国民所得統計、事業所統計その他の経済に関する統計を用ひまして、それと税務統計との不適合という形で誤差、脱漏というものマクロで推計していくという方法がございませうけれども、もちろん国税庁でもいろいろな手段は、とても結果がこうなりましたということをお話しますほど自信がないものではありますけれども、いたしておるはずでございませうけれども、ここでそういうものを国民の前で申し上げるだけの自信はないと思ひます。

いまお話のございましたアメリカのインターナルーベニューがやりました脱漏の調査と申しますのは、私が承知しております限りでは社会保険の給付に關して資力、資産の統計をとつております。そういうものをベンチマークとして、どれだけの脱漏があるかということはかなり自信を持つて個々のデータとの突き合わせで初めてやつていくわけでございませう。国民所得自身が一つの推計でございませうから、そういう推計の持つてくる誤差というものを含んでおります。石先生の著作でございませうから、私いますぐ御批判は申し上げるあはれはないのでございませうけれども、それだけの勉強はしてないわけではございませうけれども、そういう推測、誤差を含んでおりますものをものとした捕捉率というのに加えて、もう少し自信のあるいろいろな角度からの勉強は国税庁と一緒にやつてぜひしてまいらなければならぬ。執行と税制と両方、それをもとにして考へてまいりたいと思つております。非常に貴重なお示しでございませうので、十分勉強いたします。

○柿澤委員 主税局長からそういうお話がございましたので、この辺についてはやはり一番資料を

持つておられるのは国税当局でいらつしやるわけです。国民所得統計は確かに推計でございませう。私もやつていたことがありますがけれども、いろいろとあやふやなところが確かにあるので、むしろ石さんのこういう一石を投げられたものに対して、この点はこの問題があるのじゃないかというふうな形でもっと正確なものでできなければ結構だと思ひますので、その点についてできれば世論に訴えられるような説得力のあるような形の何らかの課税の実態、たてまえといひますか法的なたてまえと実態との遊離の部分、これは認めるのは何も恥ぢやないと思ふのです。むしろそれに対してどういう手段を必要とするかという議論を喚起する上でも私は必要なことだと思ひますので、お願いをいたしたいと思ひます。

それからもう一つ、最近この法改正に絡んで問題になつていふことでございませうけれども、こういう形で課税の期間が六年、七年というふうな七年まで延長されるようになりますと、もし課税対象所得が税務調査で明らかになつた場合に、納税の義務が出てくるわけですが、所得実現と納税時期との間に大きなずれが出てくる。その意味で納税の義務は当然果たさなければならぬけれども、納税をすぐにしてくれと言われても、なかなか資金的にといひますかむずかしいという問題があろうかと思ふのです。これは所得をすでに費消してしまつていふ場合もあるでしょうし、資産という形で固定化してしまつていてなかなかすぐにそれを現金化することができないという場合もあるでしょうし、そういう点についてはこの除外期間を延長した機会に何かそういう納税困難な人たちに對する救済制度というものを、従来もいろいろあるわけですが、さらに拡充をする必要がないのだからか。そうした手当てができれば、納税者に対する不安を解消する一助にもなろうかと思ふわけですが、その点についてはいかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 国税通則法の四十六条の三項という規定がございまして、法定申告期限から

一年を経過した日以後に納付すべき国税が確定した場合には納税者の申請によりまして一年以内、やむを得ない理由があればもう一年納税の猶予ができることになつております。それから、そうやつて税額が確定して納税の猶予をした上でさらに滞納処分を受けるよりも猶予を受けた方が国税の徴収上有利であるという判定ができませんものにつきては、一般的に一年、やむを得ない場合にはさらに一年換価の猶予というのを認めておる。これは国税徴収法の百五十一条の規定でございませう。こういうことによりまして、ただいまお話しのごさいますような納税の緩和ということにつきましては、修正申告の日から四年までの期間にわたつて分納することが可能になつております。

その際には、現在、一四・六％、日歩四銭の半分の日歩二銭、七・三％の延滞税でいいというように延滞税の免除もあるわけでございませう。納税緩和制度を積極的に適用するように進めてまいりたいと存じております。

○柿澤委員 その点については、現行の制度を何らかの形でさらに緩和をするというお考えはありますでしょうか。

○高橋(元)政府委員 今後の問題として実情をよく把握して、また必要があれば勉強してまいりたいと存じます。

○柿澤委員 今回の法改正は課税の公平の追求という意味での一歩前進ではあらうと思ひますけれども、同時に課税の公平の問題から捕捉率の向上という点では記帳義務の問題があらうかと思ふのです。これについてはすでに三十六年ですかの答申にも記帳義務の導入というものが答申されていふわけでございませう、その記帳義務の問題については今度の法改正の中には含めておられないわけですね。この趣旨はどういうところにあるのか。しかも五十五年の中期答申では「納税環境の整備の検討」ということで触れられてゐるわけですが、けれども、その答申と三十六年答申との関係、その辺はいかがなんでしょうか。

○高橋(元)政府委員 三十六年七月のいわゆる第二次答申の中では、法人とそれから一定規模、年所得百万円、前々年の事業所得が百万円と当時言っておりまして、そういった一定規模以上の比較的大きな個人に対して記帳義務を課する、ただし青色申告者よりも簡易な帳簿等を備えつけてもらう義務を課する、そして、その義務を果たした方につきましては、帳簿書類を調査した後でなければ更正決定をすることができない、こういうようなことをして、しかも記帳義務に罰則の規定を設けないということにしたわけでございますが、そういう答申が出てまいりましたけれども、法制化は実はその後二十年間見送られておるわけでございます。

その理由は、当時の青色申告の普及率が個人で五割、法人で八割にとどまっている状況ですから、そういう制度化をしたといえども空文化してしまう、無用なトラブルを招く、こういうことから見送られておりまして、青色申告の育成に努めながら、一般の記帳慣習の成熟を図っていくということが実際の趣旨であったかと存じます。

昨年の十一月の税制調査会の中期答申では、記帳水準の向上ということにつきまして工夫を重ねていくことが必要だという御指摘がございました。それは、いまお答えをしておりました、三十六年の第二次答申に述べられておる記帳義務の問題を含めて、より広い観点からの問題提起であるというふうに私も理解しておるわけでございます。

直ちに法的にすべての納税者に記帳を義務づけることが、申告水準なり記帳水準の向上を図るために果たして有効かつ適切かという問題を含めて、非常に検討を要する広範な問題があるということも申すまでもありませんので、申告水準の向上のために何が有効かつ適切か、申告所得税は納税者が御自分のためになさる適正な事業利益の計算というものの上に成り立っておるわけでございますから、そういう自主的な申告を正確にしてい

ただために何が有効かつ適切であるかということにつきましては、税調の中期答申も踏まえて真剣に検討していきたいと思っております。

○柿澤委員 それから、これからの課税の適正化を図る上で、税務職員といいますが、税務署の執行体制の整備充実というのも大事な課題であろうと思うわけです。

ただ、現在のように、行政改革、定員の拡充が非常にむずかしい、なかなか世論の面からも認められないという状況の中で、この税務執行体制の整備拡充は非常にむずかしい課題になってきていると思うわけです。

その点で、大蔵省内での人員の配置転換による国税部門の充実とか、それから、その他の諸官庁との間の配置転換による税務分野の充実というようなものが考えられないだろうか。たとえば、財務局から国税へ移すとか、食糧事務所から税務署へ移して、果たしてうまく再教育ができるのか、最近、食糧事務所から原子力発電の安全管理に移って余り効果を発揮していないという例もありますので、その点は研修、再訓練、いろいろむずかしい問題があるかと思いますが、そういう内部での充実というものは考えられないかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○名本説明員 国税の確保、それから課税の公平を期するために、国税の人員の確保ということが大変重要であることは先生御指摘のとおりでございます。まず省庁間の配置転換につきまして、政府に設けております配置転換連絡会議等を通じて、大蔵省としても積極的にこれらに対応いたしまして、積極的にこれを受け入れていくという方針で来ておりまして、五十五年度におきまして、申し出のありました職員につきまして全面的にこれを受け入れまして、五十六年度もそういう方向でやってまいりたい、かように考えております。

大蔵省内部での職員の配置転換の問題、これはなかなかむずかしい問題がございますが、たとえば財務局について申しますと、四十三年以来現在

まで、約千四百人を超える人間でございますが、二割を超える定員の削減を行っておるというような状況であります一方、こういう財政事情のもとで財務局の果たしている役割りというものは大変重要であるというふうに考えておりまして、そういう事情もあるんだという点を御理解をちょうだいいたしたい、かように考えておるところでございます。

○柿澤委員 終わります。

○大原(一)委員長代理 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 三月二十日の当大蔵委員会の質疑の際、私は、クロヨンまたはトーゴサンなどと言われているいわゆる不公平税執行の実態調査研究などをお願いいたしましたところ、これについてきわめて前向きな御答弁をいただいたやに記憶しているものであります。

この問題は、国民の間で課税の不公平を論ずる際に、きわめて大きな、関心の高い項目となっているのであり、罰則の強化がうたわれている本委員会の質疑の前提として大事なことでないかと思われるわけであります。

罰則期間を延長するだけではなくて、こうした実態を調査した上で討議にかかるべきが当然であるのに、こうした資料についてはいまだに提示、あるいは実際的に調査研究が行われていることを聞いておられないのであります。したがって、この間は大変前向きな御答弁があったわけでございますが、その後の実態調査、研究はどういう方向で行われているか、どういうふうになさるおつもりか、その辺をもう少し詳しくお尋ねしたい。

○川崎政府委員 この前の先生の御質問で、できる範囲で検討をするようにいたしたいと申し上げたわけでございますが、その後の検討をいたして、ことしじゅうに何とか答えが出るような調査に取り組みたいと考えておるところでございます。

○渡部(一)委員 それで終わりますか。

○川崎政府委員 把握率がどれほどであるかというむずかしい調査でございますので、この前御答弁申してすぐ答えが出るというわけのものでござ

いませんで、全国の国税局に、こういう調査方式でこういう調査をしろと言う案をつくらなければいかぬわけですが、その素案をいま議論をしておる段階でございますが、恐らく案ができて指令が出るのはいましばらく時間がかりまして、それに基いてある種の調査を行って、またその取りまとめに時間がかかりまして、まあ年内にできればというぐらいの感じでおるわけでございます。

○渡部(一)委員 いまの御答弁だと、どちらに主体があるのかよくわからないのですが、いまあなたは、全国の国税局に命令してどういうふうにするのかを問い合わせるとおっしゃいましたけれども、問い合わせをする、命令されるのはあなたの方で、全国の国税局から命令を川崎次長はお受けになって何か考えられるのですか。

○川崎政府委員 ちょっと私の発音が不明瞭であったかもしれませんが、国税局に指令をして、こういう調査をしろと言うその原案の議論をいましておる段階でございます。まだ指令の内容を確定できておらぬということでございます。

○渡部(一)委員 そうすると、あなたはまた命令していないわけですね、簡単に言うと。それで、命令する前にいろいろと参考意見をいま集めている。あなたのいまの脳みそは、皆さんの意見を問い合わせて、そしてこれから考える、こういう意味ですか。

○川崎政府委員 私の脳髓ということではございませんけれども、この前御答弁申し上げましたように、先生が御指摘をされているような調査は行ったことはないが、経営実態調査といった若干類の調査はいままでも多少経験がございます。したがって、その経験をもちまして、どの程度御要望に沿う調査をやるかができるかという検討をいたしておるわけでございます。

○渡部(一)委員 こういう押し問答というのはよくたびれるのでして、要するに、やる気が余りないということの意味しているわけだ、日本語に翻訳すると、それが、国民の間に課税の不公平という

ことを大声で言えるゆえんがある。私も、こういうことを言われればすぐ宣伝カーを持ってきて国税当局はこういういいかげんなことを言っておる、こし一年税金を払うのをやめましようという演説をする口実になるわけだ。というのは、なぜかと言え、自動車なんかを製造する場合を例にとつて言うなら、その自動車が適切にできているかどうかは瞬時にテストしなければならぬ。そしてそのテストをしている途中でどう直しかからなければいけない。そういう宿命的なものを背負っているからこそ、それに対抗する方式が編み出されているからこそ自動車産業は日本において特別に優秀な自動車ができてはいるはずで、ゆつくりみんなの現場の意見を聞いて、一年後に直し方をゆつくり検討するなんということをやってしまったら日本の自動車はみんなぶっ壊れてしまふだろうと私は思うのです。だから私がこの前も申し上げたのは、抜き取り検査の方式を使えばきょうでも全国の実態はある程度把握することができないではないか、世論調査の方式を使ってもそれは十分可能ではないか、何ポイントか私は申し上げたわけがあります。それなのに一年たたなければやり方が決まらないというのはどういうわけなのか。

○川崎政府委員 一年たたなければやり方が決まらないのじゃございませんで、結果が出ないというこでございます。やり方は恐らく二、三カ月以内に決まるであらうと考えております。

○渡部(一)委員 二、三カ月たつたら決まるでしょうんという天気予報みたいなことをあなたはどつて言うのですか。あなたが命令する方なんではないか。あなたがやる気があるのかないのか疑わしいね。二、三カ月たてば命令が出せるでしょう、そして一年たてば答えが出るでしょう、そんなことを言っているならあなたはNHKの天気予報の担当になられたらどうですか。これは本気で仕事をやっているかいさきか疑わしいな。もう少し偉い人に聞いてもいいけれども、本気で何月何日まで調査方式については検討いたします、それ

れを御提示いたします、何月何日までに調査報告を提出いたしますというのがあるあなたのお仕事じゃないですか。それともあなたはだれかがやるのを横で見ているのですか。責任は国税庁長官にあるのか主税局長にあるのか、あるいは大臣がみんな目をしておられるのか、あるいは大臣がみんな悪いんだというのでそういう目をしておられるのか、そこを聞きたいですね。

○川崎政府委員 主管部が直税部でございまして、先生の御質問の趣旨に沿うように直税部が現在鋭意作業をしておるわけでございまして。したがって、まだ何月何日までという案ができていないと私が断定的に申し上げることができないのは残念でございまして申し上げることも、かなり早い時期に案ができて指令が行われるということは申し上げることができると思っています。

○渡部(一)委員 いま川崎次長は主管でない自分が答弁するから答えられないというふうに答えられました。川崎次長は直税部を直轄されておられないように見えます。こんな不見識なことを言うなら直税部から正式な御返事があるまで私は質問を留保して、やめたいと思います。本当に冗談じゃない、質問を停止します。勝手にやめてください。

○小幡政府委員 ただいま次長が基本的な考え方を申し上げたわけでございまして、やり方といったしましていろいろやり方があるわけでございまして、私もいろいろいまいろい部内で検討しておりますが、私どもがいろいろ部内で検討しておりますのは、ランダムサンプリングの方式によりまして調査対象を選定いたしまして、その選定いたしました調査対象につきまして税務調査によつてその申告の内容を把握していくというののいいのではないかとこのこととございまして。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕
先生からも過般御指摘がございしましたように、何しろこういう調査は今まで私どもの部内で実施したことがございせんので、どういふことでやるのが一番効率的なやり方であるかということになりますと、これは関係局の専門家の意見も聞いて

てみなければわからないということで、よりよい内容のものをつくっていくためにはどうしてもある程度の準備をしておかれませんといふ内容のものが、せっかく動員してやっても効果がなくては困る。私どもの方でも、先生十分御案内のとおり非常に人手も少ない中で、先生の御指摘をいただましてこういう重要な調査はやっていかなければならないと考えましてこれを実施しようとしておるわけでございまして。そういうことになりましたと、どういふふうなやり方がいかにということでもう少し時間がかかるということとでございまして、決してそういうことをおろそかにしているわけではなくて、むしろまじめに真剣に取り組んでおるために多少時間がかかっておるわけでございまして、できるだけ早くそのやり方につぎましての案を取りまとめまして各局に指令をし、そして各局で調査をしていただきましてその結果を取りまとめる、こういうふうなことでやりたいという基本的な考え方は持つておるわけでございまして、そんなことで多少時間がかかっているというこでございまして、御了承いただきたい、かように思う次第であります。

○渡部(一)委員 そうすると川崎さんは、直税部長が答えるべきことをあなたがかわつて、簡単に言えば予想屋のごとく答弁したわけだ。あなたは本当に態度が悪過ぎるよ。そんなのは答弁の妨害といふべきものだ。自分が答えられないことは黙つていなさい。直税部長もけしからぬよ。川崎さんがしくじつて怒られるのを黙つてじつと見てやるというのはどういふわけなんだ。相当の悪じやないの。自分の所管だったから自分とちゃんと出てきて答弁するのがあたりまえでしょう。ここはそういうやり方なの、国税というのは。けしからぬよ。

直税部長、ちゃんと伺いますが、ランダムサンプリングでやればいいなんといふことは初めから決まっていることじゃないの。それをいまさら事新しく言うといふことは何も決まっていなくて、いままでは方式を決めるのか言

いなきいよ。目的も決まらないで人に質問させておいて、あと何もやらないなんといふのは何事だ。国民に増税をお願いするからには実調率がどれくらいあるか、クロヨンの実態はどうだといふのを調べるのはあたりまえじゃないか。そして課税当局がいまだにその狂いになって課税している最中じゃないか。増税を恨む声は天下に満ち満ちていないで、そのうち一年たつたら何とかなるでしょう。天気予報を聞いているんじゃないよ。何たる不見識だ。私は委員会審議にずっと協力してきましたよ。それは審議を通して明らかじゃないですか、意見が反対あつた。それなのにあなた方はクロヨンの実態も調べないでまた一年たつたのか。ふざけてはいけません。どういふのか言いなさい。一年後というのは何月何日に報告するのか言いなさい。方式がいつ決まるのか言いなさい。だれに報告すれば決まるのか言いなさい。そんな怠け者があるか。

○小幡政府委員 ただいまの申告水準の調査と内容等とでございましてけれども、これは広く納税者の中から内容を代表するような者を選んではならぬといふかぬといふこととでございまして、先生御指摘のようにランダムサンプリングの調査方式といふものでまず対象を選ばなければいけない。それからまた、どういふふうな項目について調査すればその内容がよくわかるのかということにつきましても、私どもこれは初めてやることとでございまして、私どもの国税庁の中で議論をするだけでは足りませんので、関係の局のいろいろな実務の専門家の意見も聞いてみなければいけないというこでございまして、われわれの中でいろいろ案を練つておるということとでございまして。そういうたしまして、調査をやりますのは税務署の第一線の者が税務調査の過程におきまして納税者の方々に実地調査をし、その中で聞いていくということしかないわけでございまして。税務調査といふものは、一般的なあれで申し上げますと、確定申告が出てまいりました後、その確定申告の内容につ

きまして机上において出してまいります各種の資料等との突き合わせその他書面審理をいたしまして、それからいろいろ作業を経て調査というものに全面的に入っていくわけでございます。そういうふうな税務署の調査に入っていくような体系になると、そういう内部のいろいろな仕事で済んで税務調査に入っていくというのは五月から六月ごろにかけて税務署の第一線が一斉に税務調査に入っていくわけでございます。したがって、そういうふうな税務署の第一線が一斉に入っていくというふうなことになりますと、六月になれば全部入っていくわけでございますから、そういうふうな時期までに私どもの方できちっとした処理の方式というものを定めまして税務署の第一線の方に流して、そして六月から本格的に各署で第一線の税務調査が行われるわけでございますから、そういう中におきまして、そういうふうな調査というものも行っていい、そういうふうなことになりますと、それの集計というものは、大体年内までにはそういうものについての集計というものをしていかなければならないだろうというふうな一応の考え方というものは持っているわけでございますが、そういうふうなことにつきまして、これも関係の実務家の方の考え方聞いてまいらなければならぬというふうなことでございます。そういうことで、まだ私どもの中で固まっておるわけではございませんけれどもいろいろ検討しておるわけでございますが、できるだけ早く結論を得て実施をしてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○渡部(一)委員 答弁はふまじめだな、明らかに。考え方は一応あるが何にも決まっていな何だ。こんなので答弁になるかね、本当に。

○小幡政府委員 先生の御趣旨を踏まえまして、できるだけ早急に結論を出して調査に入るように努力をしたいというふうに思っております。

○渡部(一)委員 はなはだ恐縮でございますけれども、これは委員会質問になりません。私は前回の委員会においてここで御質問をし、クロヨ

ン、トーゴースンという税制上の不公平を議論したわけでありませう。抜き取り検査あるいは世論調査方式によるランダムサンプリング方式等を利用して、そういう実例は幾つもあるわけですから早急に申し上げまして、非常に甘い御答弁をいただいた。しかし、いま何うところによると、考え方はもうそうなるのは当然だから、その考え方はぼんやり認めているようでありませうが、川崎次長はどうなるかわからない、天気予報屋のごとき答弁をする。直税部長は何にも返事しない、自分の考え方はあるが決まっている考え方でないと公然と述べる。これは委員会審議を冒瀆するものであります。委員長からもおしかりをいただかなければ、この話は話として次の審議ができる状況ではないと思われませう。まことに恐縮ですが御注意いただきた。

○保岡政府委員 先生が税の公平の確保の見地から捕捉率というものの調査を厳重に正確にきちっとしろという御指摘はごもっとも当然のことでございます。国税当局もそれを受けて一生懸命やる気であるというところでございます。六月からは実調も始まりますので、それまでには先生御指摘の御意見等も参考にさせていただきながら鋭意検討を始めて、調査に当たる段階までにはしかとした方針を決めたい。実際に調査に入ってから正確なものを得るといふ時期まではそういう方途について明確にさせたい、指示したいと思っております。それで御了承を願えれば幸いです。

○渡部(一)委員 政務次官のせつかくのお言葉であります。それは正確ではございません。ここでやらなければならぬことは、このような税の不公平な執行というのに対して国民の怨嗟の声があるのですから、それに対してどういうやり方でやるということが早く明示されなければならぬ、急いでいるわけでありませう。その話がいつまでにどういうやり方でやるかが決まったらすぐ報告されなければならぬ。しかも、当委員会では指摘されたのでありますから、当委員会に対して報告されなければならぬのです。そして、いつ

ごろまでにその調査が完了するかは報告されなければならぬ。いまの御答弁は基本的方向を明らかにされたものとして感謝しているわけでございますが、具体的な面についてお触れにならないのはお答えにはならないかと存じます。私は、その点具体的に御答弁を求めます。

○綿貫委員長 ただいまの渡部委員の御要望に対して、それはもうちょっと具体的に詰めて、委員長に一遍また報告してください。

渡部さんそういうことで、いずれまた聞いた上でなるべく早く、あなたのいろいろな御要望の点について報告をする義務があるから、させたいと思っております。ひとつ質問をやってください。

○渡部(一)委員 せつかくの委員長のお話でございますから、委員長にこの件についてのお計らいを御一任いたしまして、ちゃんとやっていただくように要望したいと思っております。

私は、大蔵省を非常に尊敬していると同時に、非常に軽べつしている点があります。それは何かというと、非常に優秀な人員を擁し、まじめな意欲で仕事と取り組んでいる点については私は尊敬しております。しかし、当委員会が国権の最高機関で物事を決議したのに対して、ふまじめな対応しかしないというのに対しては私は非常に怒っております。たとえば私は何回も何回も申し上げて、きょうもまた申し上げようと思つて準備してまいりましたが、「国税職員の見直し」等、税務執行基盤の整備・拡充に関する件、今度は決議でいただいたてきました。これは国税職員の労働組合から持ってきたものであります。

政府は、変動する納税環境・財政再建の緊急性にかんがみ、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性ならびに税務執行面における負担の公平の確保のために、今後ともその処遇の改善・定員の増加等に一層努力すべきである。

右、決議する。

御指摘の国税職員の増員の点、税務行政の充実が政府もありませうし、その範囲内で行政改革等のいろいろな要請の中でできる限りの努力をしてきたことは事実であると思つて、なかなか苦しい手の内でございますけれども、一生懸命努力してきていることはお認めをいただきたいと思つております。

○渡部(一)委員 それは残念ながら認めるわけにはまいりません。政治というのは結果論であつて原因論ではないからであります。結果がよければよいのであつて、結果が実行できなければいけな

というのを持っていました。これはこの間から七回決議されたわけでありませう。七回決議されたのに、全部ではありませんが、その半数は逆に定員は減少いたしました。行政改革のときだから減らせという議論は別個にしなければならぬ。それはそれだと思つて。しかし、当委員会の決議として行われたのは全一致の決議であります。それに対しては忠実にふやすのが行政官として、立法院を尊敬するならばそういうふうにするのが当然だと思つて。ところが、逆に減らすとすると、これは国会決議に対する違反であります。これは当委員会を侮辱し、なめたものであります。これについて見識を承りたい。

いのです。どろぼうしみたいと思つたけれどもどろぼうしだといつたら、法律の中ではどろぼうしだ方が問題になって当人は逮捕されるではありませんか。増員することが命じられ、約束されているのに、増員をしなかったら決議違反であります。どんなにその決議を守ろうと思つて努力したかは、決議した当事者の方が情状酌量するというだけの話であります。この問題について政務次官にお答えさせるのはちょっと気の毒なんです。私は、歴代の大蔵委員長がこの問題について猛然と怒つて政府と対決しなければならぬ問題だと思ひます。もう一つは、歴代の大蔵大臣がみずからの権勢によつて国会決議をじゅうりんし尽くしたというのは、それこそ悪い慣習をつくられたものだと思ひます。歴代の総理がこのようなやり方で国会を運営してこられたということは、総理としてはなほだ不見識だったと私は弾劾するものであります。こういう上にあぐらをかいているのだつたら、この姿勢を直すという確約が得られない限りは当委員会でも何も話が進まないだろうと私は思ひます。都合のいい法案だけは出てくる。そして守るべきものは何一つ守らない。この程度では法人税の実調率はここところ下がる一方でありまふ。法人税一つを考えてみましても、五十三年は一〇・四％でありまふし、労働組合側の調査によれば、五十九年は七・八、六十四年は六・一、機械的な部分が余りにも機械的でありまふから、オフィスオートメーションの知識等を導入しないやり方で考へているのでやむを得ないでありまふし、これでは課税の公平は達成し得ない。単に罰則の期間だけ延長したとしても、実調率はさらに下がるばかりではありまふし。実調率の議論をする、罰則の議論をする前提として私は言つておるのです。幾ら罰則を強化して長い期間調べるといつたって、人数が足らなくて、手が足らなくて、しかもここ五年のうちに優秀なる調査官が二万人も退職するということはすでに当委員会でも指摘されているとおりです。職員は二万人も減らず、実調率は下がる、そうしておい

て罰則だけ長く延ばす、これはおかしいやり方だと思ひます。だから法案の審議に入る前提が崩れているじゃありませんか。私は聞きたいのです。今後国会の決議は遵守するかどうかの確約を求めたい。大蔵省として、政務次官にもお尋ねしなければならぬ。事務次官にもお尋ねしなければならぬ。だけれども、きょうは事務次官はおられないから、次の大蔵省有力者と言われる高橋主税局長にも大蔵省の職員を代表して言つてもらわなければならぬ。それでも、これほどまでにじゅうりんされたということに対しては反省していただかなければならぬと思ひます。いかがでしょうか。

○綿貫委員長 ただいまの渡部さんの御発言は委員会の権威に関する問題でございますし、委員長からも強く申し入れますから、そういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○渡部(一)委員 委員長から言つていただいて、私は大変恐縮に存じております。委員長にはぜひ御努力をお願いしたいと思ひますし、名委員長の誉れ高くがんばつていただきたいと思ひます。ただ大蔵省当局は、今後決議のとおりにしますとは一回も言つたことがないのです。議事録をよく見てみましたけれども、一回もない。ただ努力しましたという表現だけはあつた。

さて大蔵省全体として、今後こういう決議に対してはちゃんと守るかどうかお尋ねします。

○保岡政府委員 国会の決議は非常に重いものであつて、あとう限りの努力をする姿勢で対処することは当然でございまして、従来もその姿勢でやつてきていたと思ひますけれども、今後はなお一層努力をしたいと思ひます。

○渡部(二)委員 保岡さんにこれ以上お答えさせるのは気の毒ですから、あとは大臣にこの問題はお伺ひしたいと思ひます。それで主税局長に伺ひたいと思ひます。主税局長、ここにおられる国会議員でない大蔵省員を代表されまして、この問題についての御見識を承りたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 ただいま政務次官からお話のありましたように、私どもも真剣に今後とも国会の御決議の趣旨に沿つて努力を続けてまいりたいと思ひます。

問題は実調率をいかにして高めて所得の把握を正確ならしめるか、そのために努力すべきだという渡部委員の御指摘であります。私どももそのとおりと痛いほど思つて日夜努力しているわけでございまして。定員の中で内部事務から現場のフィールドの方にできるだけ人を移していく、こういう努力も重ねてまいつたわけでございまして、納税人員がふえてまいり、取引が非常に複雑化しているということに対応し切れなくなつてきていることも私ども率直に認めなければならぬと思ひます。

四十九年、一番底になりました実調率、接触率というものも、いろいろな努力の積み重ねによりまして、先ほど渡部委員からお話のございましたように、五十三年に一〇％を超えるところまで戻つてまいりましたが、さらに高めてまいらなければならぬ。御指摘のとおりに心得ておりますから、国会の御決議、御意思を尊重して今後とも十二分に努力したいということを申し上げたいと思ひます。

○渡部(一)委員 今後当委員会の決議が守られない場合はどういう方がどういうふうに責任をとられるのか。しつこいようですがお尋ねいたします。

○綿貫委員長 後から大蔵大臣にひとつお尋ね願ひたいと思ひます。

○渡部(二)委員 それでは青色申告の問題について少々お尋ねしたいと思ひます。

現在青色申告の普及状態はどの程度になっておるかということからお尋ねしたいと思ひます。が、最近個人の青色普及の割合は向上してないやうに見えているわけでありまして。記帳が大変めんどうで、実際の言へば記帳自体が庶民の大きな負担になっておる。しかも帳簿を保存している青色申告者のみが脱税を発見されるということがこ

の罰則においても強く強く憂慮されるところであり、逆に白色申告者と申しますか、帳簿を保存していない方にとりましてはこのやうな脱税というものも追及されない状況を迎えている、こういう事態について課税当局はどうお考えであるか伺ひたいと思ひます。

〔委員退席、大原(一)委員長代理着席〕
○小幡政府委員 最初に青色の普及割合のお尋ねでございます。先生御指摘のように、個人の青色申告の普及割合というのを見ますと、ここ数年五三％というところで横ばいの状況になっておるというところでございまして。青色申告の普及は非常に大事なことでございまして、今後ともこの問題につきましましては私どもさらに努力を重ねてまいりたいと思ひます。

第二に先生に御指摘いただきましたのは、今後の除斥期間の延長によつて、青色申告者の方が帳簿を持つていられるだけに追及されて不利になるのではないかと、こういう御指摘でございまして。この点でございまして、今回の除斥期間の延長というのは、偽り、不正の行為をもちまして税の遁脱を図るという人に対して、従来除斥期間が五年でございましたものを七年にする、こういうことでございまして、一般的な過少申告をされた方を対象にいたしておるものではないと思ひます。そういったし、現在偽り、不正ということを追及をされます除斥期間が五年ということではございまして、現実には一般の過少申告の方は三年まででございまして、そういう偽り、不正のものについては四年目、五年目についての課税が行われている。その割合がそれではどうかということをお尋ねいたしますと、個人の場合についてはおおむね一％、法人の場合についてはおおむね二％程度でございまして。したがって、今後その除斥期間が偽り、不正について六年、七年ということになるわけでございまして、現在のやうな偽り、不正に對します課税の状況等から考へまして、一般の零細な中小企業の方々に對して、青色申告をしておるからといってやういふ追及がされるとい

○渡部（一）委員 青色申告者にとって問題なの

は、青色申告の取り消しということ、当初から振り回されて、実際の調査あるいは調査以前の税務署員の接触の点においてすら非常におどかされ、脅威を受けて税務署員を迎えなければならぬ、ということ人が多くあるように聞いております。この青色申告の取り消しの原則というものはどういうようになっておるのか、現実にはどの程度取り消さしておるのか、また調査にかかったかからないかの段階で青色を取り消すぞんなどいうことは妥協なのかどうか、そういうところも含めて、青色申告の取り消しのやり方、現状、方策、指導のやり方等も含めてお答えいただきたいと存じます。

○小幡政府委員 青色申告が取り消される場合と
いうところから申し上げさせていただきますが、
法律の定めがあるわけでございまして、所得税法
におきましては帳簿書類の備えつけ、記録、保
存、それがない場合というのが第一番目でござい
ます。第二番目が、帳簿書類につきまして税務署
長の指示に従わなかった場合でございます。それ
から第三番目に、取引を仮装、隠蔽して帳簿書類
に記載しておいたというふうな場合でございま
す。法人税の場合には、このほかに第四番目のウ
テゴリーとして、申告書を提出期限までに提出し
なかった場合というのがございます。

こういふ法の規定を受けまして、それでは現実に青色申告の取り消しがどのくらいあるかということでございますが、個人の申告所得税について見ますと年間百件程度でございます。法人税につきましては年間千件程度でございます。その取り消しの理由もほとんどが、先ほどの取り消し事中の第一番目にございました備えつけ、記録、保存

それから、その次に先生に御指摘いただきま
した点は青色申告の取り消しについての税務署側の
態度に関する点でございますが、私どももいたし
ましては、青色申告者の帳簿書類の一部に不備が
あるというふうな場合に直ちにこれを取り消すとい
う運用は行っておりません。それはただいまの
数字が示しますように、個人でいきますと三百万
の青色申告者がおるわけでございますが、そのの
年間百件ということでございますから三分の一
くらいでございますが、非常に微々たる件数
でございます。そういうことで、私どもも青色申
告者につきましては指導ということを重点にいた
しまして、記帳の一部に不備があるというもの
につきましてはこれを指導し、今後は正してもら
うということで、取り消しは行っておらないとい
うことでございまして、今後ともそういうふうな
方をもって青色申告に対して対処をしてまいり
たい、かように考えております。

○渡部(二)委員 最近、実調率が非常に低下してきている。この低下した理由はどこにあったのか、またこれに対して制度上、執行上どういう対策をとっておられるのか、今後の見通しはどうなるのか。大臣がおいでになる前の質問に戻りますけれども、職員がここところまた大幅に減ろうとしている、ここ数年以内に二万名近い方々がややめようとされておる。実調率はだんだん下がる。だからパチンコの玉が当たるみたいなもので、調べられたら最後だ、運が悪いのだ、当たらないところは二十年も調査がない、当たり続けるところは毎年来る、どうしてこんな不公平なんだ、怨嗟の声が満ち満ちているわけじゃないです。この事

調率の問題について当局はどういうふうに見えるか、今後どういうふうに対策措置されておられるか、お伺いをいたします。

○小幡政府委員　先生が御指摘いただきましたように、実調率はいま非常に低い水準にあるわけでごいまして、個人の所得税で見ますと最近のところでは四・五％、法人税につきましては一〇・

四％というふうな状態でございます。

これはどうしてそういうふうになつたかといふことでございますが、税務署で対象としたしております納税者数というものが非常に増加をしてきておる、また、一つ一つの内容が非常に複雑、困難化しておるといふような事情、その反面、税務署の職員がふえないといふようなこと、重なり合ひによりまして実調率が低い水準にあるといふことであらうかと思ひます。

今後の対策ということでございますが、私どもといたしましてはきめ細かに資料、情報の収集を図る、あるいはまた職員の研修を図っていく、あるいはまた広く世の中の申告水準向上のための国民の意識の高揚をお願いしたいというふうなことで、それからまた、先生が重ねて御指摘いただきましたような定員の増ということについても格段の御配慮をいただければありがたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○渡部（）委員 大臣も長く税理士をおやりにな
っておったと承るわけですが、国民の税理士に対
する態度というのは、私は最近見てまして、弁
護士と錯覚しているところがあると思います。弁
護士だったら悪いことを全部のみ込んで、かばっ
て弁解してくれると思っておる。税理士の中にも
そう思っておる人があって、しょっちゅう脱税の
方法を一生懸命教えるのがはやる税理士になる。
逆に今度は、税理士の中には、納税者に対して、
おれは税務当局とは長いつながりがあってあの税
務署長とは懇意であるから全部うまくやってや
る、したがって税金は君のは何十万円安くしてや
るとあらかじめ言っておいて引き受けて、そして
徹底的にごまかしにかかってくる、そしてかえっ
て納税者の悪い実績を向こうに伝えることによっ
て税務署の信用を得る。あるときは逆に、それ
によってある部分はひどいごまかしをする。この税
理士の関与の形態というのは、弁護士と違うとい
う意味で、はなはだ問題があろうと私は思っ
ておるわけでありま。要するに、税理士はど
つち側の立場に立っているかということが不明瞭

めに問題が起ころ。アメリカの場合では、税務顧問弁護士とか経理顧問弁護士とかいう弁護制度があり、税理士の内容が二つに分かれていて、税務署側につくものと納税者側につくものとが分解される方向にいくように最近なりつつある。そういうのを見ておると、税理士の関与の形態についてこの際御検討いだいた方がいいのではないかと私は思っておるわけです。

特にこの法案に関連いたしまして、税務代理をしをける税理士が脱税した場合の処罰、課税の除外期間等について、また税務相談を受けた税理士が脱税方法を教えて納税者と一緒になって脱税した場合の処罰について、こうした点十分御配慮もあつてなさったことだろうと思いますけれども、こうした税理士と納税者の関係から始まつて、こうした問題について御見解を承りたいと思います。

○渡辺国務大臣　税理士も何万人といえますから、弁護士にも警察官にも裁判官にもときどき変なのがいるように、数のうちですからそれは変なのがいけないということとは私は申し上げません。しかしながら、そういうように税金を安くしてやるよというようなことで引き受ける人は結局、長い目で見ると余り繁盛しないのですよ。そういうのは信用がなくなるし、それから、最近おかしいことばかりやっているとというのは、税務署が見ましてそういう税理士はやはりマークしますから、そういう人は実調率が高くなるのです。したがって、しゃちゅうぼろがどんどん出てくる、かえて余分な加算税、重加算税を取られたり何かするということ、これは口コミですぐに広がります。ですから、そういう点の一つ社会罰があることと、やはり脱税に關与したということになれば、当然これは罰則適用になって登録の停止とか、そういうようなことにもつながります。今回の税理士法の改正で、特にそういうような脱税がある場合には、それはいけませんよと言って助言をしるということに、助言義務といえますか、そういうことが入ったわけですよ。だから、いままでだったら

知らぬぶりというのだが、それはいけない、知った以上は助言をするということになっておりますし、ですから全体的に見るとごく少数の部分では御指摘のような点も、私はないとは言いません。あるかもしれません。しかし、全体的に見れば、税理士のそのような納税意識、納税の正義を實現させるというような気分は非常に強くなってきたというんじゃないか、そう思っております。したがって、税務署の優秀な人は税理士にどんどんと係長クラスが転向したという時代があるのです。どんなやめちゃって、調査官、統括官クラスの人、そういう人が逆手に回ったら困りますから、協力的な立場に来ておるという現状では、やはり税務署の方はえらく助かっているのではないかと、むしろ私はそう思っております。今後とも、納税者の納税意識の高揚とともに、税理士の要するに業界内部の道義の高揚というか、税理士法の使命感に基づいた税理士の職務執行というものを厳正にやってもらうように一段と指導してまいりたいと考えております。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理着席〕
○渡部(一)委員 このところ大蔵、話をとに戻します。おいでになる前に、私はちょっと小言を申し上げておいて、それは当委員会でもクロヨン、トーゴサンについて調査をしていただくように、私は今年の三月二十日の委員会ですし上げ、有力な御答弁をいただき喜んでおったわけでございますが、その後の不公平税制についての実態調査、研究をお願いいたしましたところ、まだ方針が確として決まっていないうこととございまして、その意思は十分におありだし、今年いっぱいには何とかという意向もやわらかくは表明されなければいけません。私は、当委員会の質疑中約束されたことについては、もう少し正確に実行していただくようお願いいたします。

〔山崎(武)委員長代理退席、委員長着席〕
私は、それは大体決着がついておるわけであり

ますが、当大蔵委員会で、国税庁の職員につき増員するよう、私何回も申し上げました。これについていまだ七回決議されております。七回決議されたのに逆に人数は減り、そして途中でふえたこともちょっとありますけれども、また減り、これはプラス・マイナス・ゼロ、実質的にはマイナスと同様のものがございますが、こうしたことになるというのは当委員会の審議に対して輕視するものであつてよろしくない。今後は委員会決議をいただいたら、それを実行するのが行政府の役で、議論するのは立法府の役であつて違つてはいかぬと申し上げたわけでありまして、それで、政務次官初め局長からは、これに対して実行いたしますという御答弁をいただき、今後の実行は大蔵委員長から見守る旨、御発言があり、さきの問題につきましましては、不公平税執行の問題については、委員長から当委員会に報告せよというお話もございましたので、大体会はついておるわけでございますが、現在のこうした税制問題についての最高責任者は大臣でございますから、大臣から重ねてこの問題についてお伺いしたいと思ひます。というのは、行政改革の上から人数を減らさなければならぬ、それはそれでひとつ議論があることはわかつております。私の言うのは、このところで決議されたことを守るかどうかの問題について、これは厳肅な態度が必要である、こう申し上げているわけでございます、大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 大蔵大臣は一方で要求者であつて、一方で査定者であるという立場にあるわけですから、人数をふやしたいということはやまやまなんです。それで横並びの問題もございまして、行管との関係もあります。努力はいたしておりますが、今回プラス・マイナス・ゼロという結果になつたことも事実でございます。

私がやはり一番心配するのは、いま渡部委員が御指摘のように、あと数年たてばベテランのところが、いまのままでほろほろとやめることになる。そのあとの補充といつても、にわかに採用

しても、そんな急にベテラン調査官になれるわけじゃないわけですから、そのところは私も非常に心配をしております。どういふふうにしてそういう事態に備えていくかということについては、今後よく内部で相談をして、その国会の決議をまつまでもなく、われわれもそれに対処していくことを真剣に考えなければならぬ、こう思っております。ところが、御承知のとおり、国会ですと全然そんな暇はないわけよ。朝から晩まで衆議院か参議院かどうかみんな張りついておるわけですから、大臣と局長が二十分會うのは一日の間でも非常にむづかしい。これも現実の話。ですから一刻も早く国会を終わらしてもらつて、内部でもよく相談をしてその趣旨に沿つて努力をしてまいりたいと思ひます。

○渡部(一)委員 いまのは、私は名前が同じだから甘いわけではないけれども、大臣にがんばつていただいて、二十分しか局長と話す暇がないなどというお話を聞かされたら、あとは言いようがないけれども、それは詳しい打ち合わせが必要なのはなくて、指示が必要なんです。ですから、これは一分間で済む問題だと私は思ひます。ですから、今後ともつきりやっていたきたい。そうでないとも、もう税務執行に関する不公平感というのは国民の中に怨嗟の聲になつて起つておる。特に今回の増税というものによつて国民の中の恨みというのは噴き上げておるといふことを十分御認識いただいて、公平にしたいだかなければならぬと思ひます。一方では二十年に一回しか来ない。こつちは毎年毎年調査に来る。そして特に得意さんのように査察官が毎回やってくる。そしていじめる。どうしておれのところだけ、憎まれているグループに対しては全然調査がない、こつちの方ばかり調査に来る、こつちは甘い顔しているから調査に来るんだらう、こつちがもう巻き上げがつかつておる。だから調査するの十年に一回ならみんな十年に一回にしてくれ、そして三年に一回ならみんな三年に一回にしてくれ、一方は行

かなくて一方だけ来るのは何だ、こうした声ももうどうしようもないほどの不公平感というものを、持つて巻き上げがつかつておるわけでありまして、したがって、これに対して答えなければならぬ。クロヨン、トーゴサンの話だつて、私が調査しろとがんばん言ひますのは、クロヨン、トーゴサンの問題について調査しておりません、実態もわかりませんが、うわさだけが広がっていく。実態がどうなつておるのかもわからない。一方では調査官はやたらと人数が足りないという、こうした不公平感というのに対して、適切な御指導、御指摘をいただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 それは現在の体制でもできないことはないんで、特定の政治の団体をつくつておいては私の方からも厳重に言つて、それはそういう声起きないようにやらせませう。

○渡部(一)委員 あと、この法案に戻りますが、除斥期間の延長によりまして調査方針には変更が生じるのかどうか。課税の不公平がなくなるのかどうか。また零細業者の六、七年前の調査なんという、零細業者に対する打撃ばかりひびいて、実際の調査効果、課税効果というの上がらないうのはないかとも思ひますが、一体どの辺にねらいを持っておられるのか。除斥期間の延長の問題について、具体論で承りたいと思ひます。

○小幡政府委員 最初に、調査方針に変更があるかどうかでございまして、私どもは從來から、高額、悪質重点という基本的なスタンスで調査に臨んでおるわけでございます、今回の除斥期間の延長ということによって調査方針の変更ということはないと思ひます。

それから除斥期間の延長によりまして課税の不公平はなくなるかと思ひますけれども、私どもは従来から、ただいま申し上げましたように、今回の偽り、不正による行為、それによる遁脱についての除斥期間の延長、この問題は先ほども申し上げましたような非常に例外的なケースでございます。

しかしながら、大口、悪質なものについては七年間遡及して課税されるという、このことは誠実な一般の納税者の信頼を培うというような意味で大きなプラスがあるというふうに考えておる次第でございます。

それから第三点の零細な業者についてどうかというところでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように高額、悪質なものを重点とした調査ということでやってまいりたいというふうに考えておりますので、一般の零細な業者の方々に対して御迷惑のかからないような運営ということを十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

○渡部(一)委員 最後に申し上げるのですが、要するにこの罰則を強化するという執行のやり方というものは、政治のやり方としては、ある意味で大事ですけれども、これが万能ではない、つくづくその辺は御理解をいただきたいと思っております。私がさっきから公平とが言っているのは、悪いのは罰するといつても全脱税者を処罰することは現在の行政能力では不可能だと私は思うのです。そうすると、悪いのを全部罰することが不可能なら均等に罰するのが公平なやり方であって、そのための配慮は、大臣さっきまでもかなりできるとおっしゃいましたが、そのための手続を強化していただかないと、これは例を見ない悪法になる可能性がある。つまり摘発された者には極端な処罰がいく、それで処罰されなかった、運のいいとか運が悪いとか、そういう者には極端に罰則は軽い、こういう宝くじ的な行政執行というものは私はまずかろうと思つた。したがつてこの法案の審議に当たつて最も考えなければならぬのは、税執行の公平感の醸成のために何をやるかということをや税当局はよほどに御苦労していただかなければならぬだろうし、それはもはや課税当局が単独の、個人的な努力の限界を超えて大臣が指導され、そしてそういう方向で財政当局が取り組むしかないと私は思つております。したがつて、この法案について

一番大事なのは今後におけるそういう指示だろうと思ひまして、大臣の御決意を承りたい。

○渡辺国務大臣 全く私も同様な考え方でございまして、やり方についてはただいま直税部長が答弁したとおりでございます。

○綿貫委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時五十分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し正森成二君外一名より修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。正森成二君。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○正森委員 私は、日本共産党を代表いたしまして、政府提出の脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律改正案に対する修正案につき、提案理由並びにその概要を御説明いたします。

大企業による悪質で大がかりな脱税を根絶することは、国民本位の財政再建を進める上でも重要な意義を持っています。最近一年間に国税庁が摘発したもののだけでも大洋漁業の十八億円を筆頭に、日魯漁業、三越、平和相互銀行、フジタ工業などの大企業が悪質な脱税を行つており、法人税白書によれば国税当局が調査した法人の七八％、

十四万社に総額八千五百億円の中告漏れ、うち三万八千社に二千億円もの意図的な経理操作による所得隠しが発覚しております。

また、大企業の脱税は、続発する汚職、腐敗事件と分かちがたく結びついています。ロッキード事件での全日空、ダグラス、グラマン事件での日商岩井など政界工作用の裏金づくりは同時に悪質な脱税事件でもありました。公共事業発注をめぐる建設大企業の大規模な裏金づくりについて言えば、昨年六月に摘発されたフジタ工業の中告漏れ十六億円、うち使途不明金二億円、竹中工務店の中告漏れ一億八千万円、うち使途不明金一億円という巨額に達しており、フジタ工業事件に対する東京地裁判決でも、裏金は受注競争に勝ち抜くため政財界などへの工作資金に使われたと認定されています。裏金づくりを中心とした大企業の悪質な脱税を防止することは、大規模な不正、腐敗事件の再発を防ぐとともに、公共事業の発注を明朗化するなど、民主的な行政改革を進める上でもきわめて重要な課題であります。

政府提出の改正案は、偽りその他不正による脱税の更正、決定等の除斥期間を現行の五年から七年に延長するものであり、悪質脱税摘発の制度的保障を前進させるものであります。しかしながら、政府提出の改正案には以下のようなさらに改善すべき点が含まれています。

それは、第一に、不正、腐敗の重要な根源である使途不明金による裏金づくりについては何ら触れていないことであります。

第二に、悪質脱税の除斥期間延長を二年にとどめたことであり、これでは昭和四十二年から四十六年にかけて五億円を受領し、それが五十四年に発覚した松野頼三元防衛庁長官のようなケースは結局摘発できず、もらい得ということになってしまっています。

政府改正案をさらに改善し、勤労市民や一般中小業者への徴税強化に悪用されることを防止しつつ、大企業等の大口悪質脱税の取り締まりを徹底させることは緊急の課題であります。これが本修正案を提案する理由であります。

次に、修正案の概要について御説明申し上げます。

まず、偽りまたは不正による脱税で、その税額が一年につき二十万円を超えるものについては、更正、決定の除斥期間及び国の徴収権の消滅時効期間を十年に延長し、二十万円以下のものについては現行の五年のままとすることにいたしております。

次に、使途不明金に対する課税の強化であります。法人の各事業年度の支出金のうち、寄付金、手数料、仲介料、交際費等を二十万円を超えて支出した場合に、法定納期限までに、その金額を相手方の氏名または名称及び住所その他の事項を届け出なければならぬこととし、その届け出のない二十万円を超える仲介料等は使途秘匿金として、四二％の法人税のほか二十万円を超える部分の金額の七五％相当額を加算することとしたしております。これは、使途不明金の受領者が結局不当に課税を免れていることを考慮したものであります。

以上が、脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案の主な内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長 これより原案及び修正案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。竹本孫一君。

○竹本委員 私は民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております法案に対し、またその修正案に対し、反対の討論をいたします。

そもそも今回の脱税罰則の強化に關しまして具

体的な契機というのは、言うまでもなくロッキード事件であります。したがって、ロッキード事件に対しては、これよりも怒りを感じておる私どもとしましては、このロッキード事件を契機とする賄賂罪の罰則の強化あるいはそれに関連する一連の法的な体制を整えるということはもちろん賛成であります。総理大臣の諮問機関が答申をいたしましたものを読んでみても、最後の第四に賄賂罪の罰則の強化その他をうたっております。脱税に関する罰則の強化というのがその第四の第二項にあるわけでございます。総理大臣の諮問機関が考えたのは、あくまでもロッキード事件に始まってロッキード事件に終わっておると思います。

ところが、今回出された法案というのは、税法独自のいろいろの法則もありまして、ロッキード事件の裏側の賄賂だけを厳罰でいくということとは法的に技術的に困難である、そういうことも含めまして、あるいは大蔵省当局としてはロッキード事件に便乗して一般の罰則を強化するという御意思であったかどうか私にはよくわかりませんけれども、本来事の起りは、ロッキード事件に対する賄賂罪の罰則の強化、あわせて脱税に対する罰則を強化するということがあったと思うのであります。それがやむを得ず法の必然性から中小企業を巻き添えにするということで、わが党におきましては特に中小企業に対する関心の強い分野が多いものですから、これは中小企業にとっては大変であるということから——現実には、現実には、この法案に賛成しようかという最後の段階になりまして、これをやられたら中小企業が大変だということ、党内に非常に反対が巻き起こったわけでありまして、ここにもいろいろ皆さんからもうたわれておりますけれども、悪質な脱税者に重点を置いてこれから大いに処罰を厳重にする、もちろん賛成であります。また、ロッキード事件その他のわが国の汚職事件、スキャンダルのなものに対して厳罰で臨むこと、もちろん賛成であります。

しかしながら、法の不備あるいは法のむずかしさから、本来汚職に無関係な中小企業を巻き込んでいくということは納得できないというのが私ども民社党の考え方でありまして。特に中小企業のため考えた場合に納得がいかないというこの理由が、皆さんも一部指摘されておりますように、五年が七年ということになってございまして、保存期間が長くなるということが中小企業にとっては大変むずかしいことである。あるいは保証責任というものも税務署が持つておるのだから中小企業が特にいじめられるわけではないという御説明も承りましたけれども、税務署がそういう保証責任を完遂される過程においてはどうしても五年前、七年前の具体的事実については中小企業から事情聴取をせざるを得ないと思うのです。その場合に、中小企業は五年前あるいは七年前のことを思い起こせとか、あるいはそのときの書類を持つてこいとか言われても、現実の中小企業の苦しい立場等を考えますとそれは大変むずかしい問題である、したがって、汚職事件の追及は結構でございまして、その巻き添えといった形において中小企業は特に大変な負担をさせられるということは納得できない、こういう意味において本案についても反対ということになってございまして、共産党の修正案につきましては十分検討する時間も持ちませんので、遺憾ながら反対をさせていただきます。

以上で討論を終わります。

○綿貫委員長 これにて討論は終局いたしました。

○綿貫委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

○綿貫委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

○綿貫委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

○綿貫委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次に、本日付託になりました銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案及び証券取引法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより、各案について順次政府より提案理由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

銀行法案

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺国務大臣 ただいま議題となりました銀行法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国経済の安定成長への移行に伴う金融構造の変化等、銀行をめぐる経済社会情勢の変化は、著しいものがあります。このような変化に対応して銀行の健全経営の一層の確保を図るとともに、国民経済的、社会的に要請される銀行の機能の適切な発揮に資するよう銀行制度の整備改善を図ることが必要となっております。

このような状況を踏まえ、金融制度調査会は、昭和五十年以降四年間にわたる審議を行い、昭和五十四年六月に「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の答申を行い、銀行法を全面的に改正するよう提言されました。この答申を受け、

その後、政府部内において検討を進めてまいりました結果、今般、昭和二年に制定された現行銀行法の全部を改正することとし、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、第一に、目的規定を設けることとしております。

すなわち、この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、その健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとしております。また、この法律の運用に当たりましては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならぬことを明らかにしております。

第二に、銀行が営むことができる証券業務につきまして、所要の規定を設けることとしております。

銀行が営む証券業務につきましては、現行銀行法に明文の規定がないこともあって従来種々の議論があったところでありますが、金融制度、公社債市場、国債管理政策等の種々の面からの総合的な検討を踏まえ、銀行が、国債、地方債及び政府保証債、すなわちいわゆる公共債につきまして各種の証券業務を営むことができる旨を規定することとしたいたしました。

第三に、大口信用供与規制に関する規定を設けることとしております。

銀行に対する大口信用供与規制は、昭和四十九年以降行われてきたところでありますが、この規制が銀行の資産運用の安全性の確保と銀行信用の広く適正な配分のために重要な役割を果たしていることにかんがみ、今回この規制に関し、所要の規定を設けることとするものであります。

第四に、銀行の休日に関する規定を弾力化することとしております。

これは、今後の経済社会情勢の推移に弾力的に対応できるよう、銀行の休日を、日曜日その他政令で定める日とするものであります。

第五に、銀行の営業年度につきまして、一年決算制を採用することとしております。

これは、昭和四十九年の商法改正以後、一般企業では、一年決算制を採用するものが大勢を占めるようになっておりますので、銀行につきましても、現行の半年決算制を一年決算制に改めることとするものであります。

第六に、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する規定を設けることとしております。

すなわち、銀行が業務及び財産に関する説明書類を主要な営業所に備え置き公衆の縦覧に供するものとすることにより、自主的かつ創造的な努力を通じて、銀行が社会的要請に適切に対応するよう促すものであります。

第七に、外国銀行に関する規定を整備することとしております。

近年、金融面におきまして急速に国際交流が進み、これを背景に外国銀行のわが国への進出が増加している状況にかんがみ、外国銀行支店等に対する銀行法の適用の仕組みを明らかにし、もって関係者の理解に便ならしめるとともに、外国銀行について適正な規制を行うものとするものであります。

このほか、本法案におきましては、監督、合併または営業の譲渡、廃業及び解散等につきましても、それぞれ規定の整備を図ることとするにとともに、この全部改正の機会に、現行のかたかな書きの法文をひらがな書きに改めることとしております。

次に、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

中小企業金融の専門機関であります相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の諸制度につきましては、昭和四十三年及び四十八年にその見直しが行われたところでありますが、その後における経済社会情勢の推移を考慮し、金融制度調査会は、昨

年十一月に「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」の答申を行ったところであります。

この答申では、中小企業金融専門機関につきまして、適時適切に業務機能に関する制度の見直しを行うことが必要であるとともに、労働金庫制度につきましても、信用協同組合等との権衡に留意しつつ、制度の見直しを行うことが適当であるとして、具体的な見直し事項を提言しております。

政府は、この答申に基づき、中小企業金融制度等の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫に関するそれぞれの法律の一部を改正することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず第一に、相互銀行法につきましては、相互銀行が担保付社債に関する信託業を行うことができることとしております。

第二に、信用金庫法につきましては、信用金庫の会員資格のうち、現在法律で定められております法人の資本または出資の額の限度を、諸情勢の推移に弾力的に対応することができるよう、政令で定めることとしております。また、信用金庫及び同連合会が外国為替取引を行うことができることとするにとともに、業務の代理を行つていける公庫、公団等の資金の取り扱いを行うことができることとしております。

第三に、中小企業等協同組合法につきましては、信用協同組合が内国為替取引及び有価証券の払込金の受け入れ等の事業を、組合員以外の者のためにも行うことができることとするにとともに、政令で定めるところにより、組合員以外の者に対しても融資を行うことができることとしております。

また、信用協同組合連合会が内国為替取引を会員以外の者のためにも行うことができることとするにとともに、会員以外の者からの預金等の受け入

れを行うことができることとする等の改正を行うこととしております。

なお、協同組合による金融事業に関する法律につきましても、中小企業等協同組合法の改正に伴う所要の規定の整備のほか、信用協同組合等の行う余剰金の運用方法に関する改正を行うこととしております。

第四に、労働金庫法につきましては、労働金庫の会員たる資格を有するものとして、地方公務員共済組合等を明記するほか、労働金庫が内国為替取引を行うことができることとするともに、政令で定めるところにより会員以外の者に対しても融資を行うことができることとする等の改正を行うこととしております。

また、労働金庫連合会が内国為替取引を行うことができるとすることとともに、会員以外のものに対しても融資を行うことができることとする等の改正を行うこととしております。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近の証券市場をめぐる環境は、公社債市場の急速な拡大、内外資本交流の活発化等に見られますように大きく変化してきております。このような状況を踏まえまして、証券市場の健全な発展を図り、あわせて投資者保護に資するため、証券取引法において、銀行等の公共債に関する証券業務についての規定の整備等を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、今回提出されました銀行法案において、従来種々議論がありました銀行の公共債に関する証券業務について明文の規定が設けられることにかんがみ、銀行等が、公共債に関する証券業務を営もうとするときは、投資者保護の観点から、一定の場合を除き、大蔵大臣の認可を要することとしております。

第二に、銀行等の公共債に関する証券業務の認可

可につきまして、証券会社に関する免許の種類の規定等所要の規定を準用することとしております。

また、当該認可を受けた銀行等につきまして、投資者保護のための不正取引の禁止の規定等所要の規定を準用することとするほか、報告、検査等につき証券会社と同様の規定を置くこととしております。なお、準用規定の範囲につきましては、銀行等が銀行法等による一般的な規制を受けていること、銀行等の証券業務の対象が公共債に限られていること等を考慮して定めております。

第三に、外国の譲渡性預金証書及びコモディティ・ルーパーの国内における円滑な流通を確保するため、これらの取り扱いを証券会社も行うことができるようにする必要があることにかんがみ、証券会社の兼業制限に関する規定を改正することとしております。

このほか、本法案におきましては、経済社会情勢の変化に対応して罰金の額の適正化を図る等の改正を行うこととしております。

以上、銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案及び証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○綿貫委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○綿貫委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となっております各案について、来る五月十二日火曜日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じ

ますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る五月六日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち国税通則法第七十条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中「第二項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条に次の一項」を「に次の三項」に改め、同条第五項の改正規定中「国税（当該）」を「国税（所得税については、居住者のその年分の所得につき当該免れ、又は還付を受けた所得税の額が二千万円を超える場合に限るものとし、法人税については、法人の各事業年度の所得又は解散若しくは合併の場合の清算所得につき当該免れ、又は還付を受けた法人税の額が年二千万円を超える場合に限るものとし、その他の国税については、税目ごとに、暦年による一年間に当該免れ、又は還付を受けた税額の合計額が二千万円を超える場合に限るものとし、これらの」に、「当該更正後の金額」を「当該更正後の金額とし、当該過大の申告により他の一の課税期間につき免れ、又は還付を受けた税額が年分又は年二千万円を超える場合に限る。」に、「七年」を「十年」に改め、同項の改正規定の次に次のよう

に加える。

6 事業年度が一年に満たない法人の法人税に対する前項の規定の適用については、同項中「年

二千万円」とあるのは、「二千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第一条のうち国税通則法第七十三条第三項の改正規定中「還付を受けた国税」を「還付を受けた第七十条第五項の規定の適用を受ける国税」に、「二年間」を「五年間」に、「二年」を「五年」に改める。

第十五条のうち関税法第十四条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、「次項」を「以下この条」に改め、同条第三項の改正規定中「当該貨物に係る関税」の下に「（暦年による一年間に当該免れ、又は納付しなかつた税額の合計額が二千万円を超える場合に限る。）」を加え、「七年」を「十年」に改め、同項を第十四条第四項とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十八條の二」に改める。

第三章第八節中第六十八條の次に次の一条を加える。

（使途秘匿金を支出した場合の加算額）

第六十八條の二 法人が使途秘匿金を支出した場合においては、当該使途秘匿金を支出した事業年度については、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条第一項及び第六十七條の二第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算

した法人税の額に、当該使途秘匿金の額の合計額のうち年千万円を超える部分の金額に百分の七十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額をもつて、当該法人に対して課する法人税の額とする。

2 法人が各事業年度において手数料、仲介料、寄付金その他これらに類する政令で定めるもの（以下この条において「手数料等」という。）を支出した場合において、当該事業年度における当該手数料等の額の合計額が年千万円を超えるときは、当該法人は、当該事業年度の所得に対する法人税に係る法定申告期限までに、当該手数料等の支出の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該手数料等の額その他大蔵省令で定める事項を記載した書面を納税地の所轄税務署長に対し提出しなければならない。

3 第一項に規定する使途秘匿金とは、前項の規定の適用を受ける手数料等のうち同項に規定する期限までに提出された同項の書面に記載された手数料等以外のものをいう。

4 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

5 事業年度が一年に満たない法人に対する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「年千万円」とあるのは、「千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の二第一項」とする。

の加算額」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の二第一項」とする。

二 第四十二條の三の規定の適用については、同条第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項並びに第六十八條の二」とし、第四十二條の四の規定の適用については、同条第二項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十八條の二」とする。

三 第六十三條の規定の適用については、同条第一項中「及び第六十七條の二第一項」とあるのは、「第六十七條の二第一項及び第六十八條の二第一項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付に関する特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十條の四第二項第三号中「第七十三條第三項」を「第七十三條第四項」に改める。

附則第四條中「第二項及び第三項」を削る。

附則第七條を次のように改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第七條 第十九條の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の二の規定は、法人（法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団を含む。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散による清算所得に対する法人税について適用する。

銀行法案

銀行法

銀行法（昭和二年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第九条）
第二章 業務（第十条―第十六条）
第三章 経理（第十七条―第二十三条）

第四章 監督（第二十四條―第二十九條）

第五章 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十條―第三十六條）

第六章 廃業及び解散（第三十七條―第四十六條）

第七章 外国銀行支店（第四十七條―第五十二條）

第八章 雑則（第五十三條―第六十條）

第九章 罰則（第六十一條―第六十六條）

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四條第一項の大蔵大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
二 為替取引を行うこと。

3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。

4 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者をいう。

第三条 預金又は定期積金の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

（営業の免許）

第四條 銀行業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2 大蔵大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるとの知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者による銀行の業務の開始が、当該銀行の業務が営まれる地域における資金の需給状況、銀行その他の金融機関の営業状況その他経済金融の状況に照らして、金融秩序を乱すおそれがない等適當なものであること。

3 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数を超える株式を適法に保有しているときは、大蔵大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

4 大蔵大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を

付し、及びこれを変更することができる。

5 第三項の「銀行等」とは、銀行、相互銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行をいう。

（資本の額）

第五條 銀行は、資本の額が政令で定める額以上の株式会社でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

3 銀行は、その資本の額を減少しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（商号）

第六條 銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

2 銀行でない者は、その商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

3 銀行は、その商号を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（取締役の兼職の制限）

第七條 銀行の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

（営業所の設置等）

第八條 銀行は、支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、大蔵省令で定める場合を除き、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けなければならない。代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

（海外現地法人の株式等の取得）

第九條 銀行は、銀行業を営むため外国において設立される会社又は銀行業を営む外国の会社の株式又は持分の取得をしようとする場合において、当該取得によりこれらの会社の発行株式若しくは発行済株式の総数又は出資の総額に大蔵

省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えてこれらの会社の株式又は持分を保有することとなるときは、大蔵省令で定める場合を除き、当該取得につき、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、銀行が銀行業以外の事業を営む外国の会社の発行済株式の総数又は出資の総額に大蔵省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えて当該外国の会社の株式又は持分を保有している場合において、当該外国の会社が銀行業を営むこととなるときについて準用する。

第二章 業務

第十條 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券の売買（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

七 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十 兩替

3 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第十一條 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（同条第二項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。

第十二條 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。

（同一人に対する信用の供与）

第十三條 銀行の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。

ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（取締役に対する信用の供与）

第十四條 銀行の取締役が当該銀行から受ける信用の供与については、その条件が、当該銀行の信用の供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであつてはならない。

2 銀行の取締役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十五条（取締役と会社間の取引）の規定による取締役会の承認は、同法第二百六十条ノ第二項（取締役会の決議方法）の規定にかかわらず、取締役の過半数が出席しその取締役の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（休日及び営業時間）

第十五條 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 銀行の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して大蔵省令で定める。

（臨時休業等）

第十六條 銀行は、大蔵省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又は代理店において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して大蔵大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は代理店の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又は代理店においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、無人の営業所又は代理店その他の大蔵省令で定める営業所又は代理店については、同項の規定による公告は、することを要しない。

第三章 經理

（営業年度）

第十七條 銀行の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（利益準備金の積立て）

第十八條 銀行は、その資本の額に達するまで

は、毎決算期に金銭による利益の配当額の五分の一以上を、商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配を行うことにその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金として積み立てなければならない。

（業務報告書等）

第十九条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（貸借対照表等の公告）

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができ

（業務及び財産の状況に關する説明書類の縦覧）

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に關する事項を記載した説明書類を作成して、主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

（営業報告書等の記載事項）

第二十二条 銀行が商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）の規定により作成する営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第二十三条 商法第二百九十三条ノ六（株主の帳簿閲覧権）の規定は、銀行の会計の帳簿及び書類については、適用しない。

第四章 監督
（報告又は資料の提出）
第二十四条 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子会社（商法第二百七十四条ノ三第一項（子会社調査権）に規定する子会社（同条第二項の規定により子会社とみなされるものを含む。）のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二十五条 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（代理店を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子会社の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子会社に対する質問及び検査について準用する。

（業務の停止等）

第二十六条 大蔵大臣は、銀行の業務又は財産の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は財産の供託を命じ、その他必要な措置を命ずることができる。

（免許の取消し等）

第二十七条 大蔵大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

第二十八条 大蔵大臣は、前二条の規定により、銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その整理の状況に照らして必要があると認めるときは、第四条第一項の免許を取り消すことができる。

（資産の国内保有）

第二十九条 大蔵大臣は、預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

第五章 受け

（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）
第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併後存続する会社が第四条第五項に規定する銀行等（以下「銀行等」という。）で

ある合併又は当該合併により設立される会社が銀行等である合併に限る。以下この章において「合併」という。）は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 銀行を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 銀行は、信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信用金庫等」という。）から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、当該事業の全部又は一部の譲受けは、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の規定により銀行が信用金庫等から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十六条（営業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 大蔵大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等又は信用金庫等が業務を行つてゐる地域（営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲受けに係る場合にあつては、当該一部は営業又は事業が行われてゐる地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること。

二 合併等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

のであること。

三 前条の認可の申請をした銀行又は合併により設立される銀行等が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

(みなし免許)

第三十二条 第三十条第一項の認可を受けて合併により設立される銀行等を営む会社は、当該設立の時に、第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

(合併の場合の債権者の異議の催告)

第三十三条 銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する商法第百条第一項(債権者の異議)の規定による催告は、することを要しない。

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 銀行を当事者とする営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受けについて株主総会の決議がされたときは、当該銀行は、当該決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けを承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならぬ。

第三十五条 銀行を当事者とする営業の一部の譲

渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の一部の譲受けについて株主総会又は取締役会の決議がされたときは、当該銀行は、当該決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

(営業の譲渡の公告等)

第三十六条 銀行は、営業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、当該公告をした銀行の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条(指名債権の譲渡の對抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもつて確定日付とする。

第六章 廃業及び解散

(廃業及び解散等の認可)

第三十七条 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 銀行業の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議

二 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(第三十条第一項に規定する合併に該当するものを除く。)

三 銀行の解散についての株主総会の決議

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該銀行業の廃止、合併又は解散が当該銀行

の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないものであること。

二 当該銀行業の廃止、合併又は解散が、当該銀行が業務を営んでいる地域における資金の円滑な需給及び利用者の利便に支障を及ぼすおそれのないものであること。

3 大蔵大臣は、第二十六条又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令をした銀行から第一項の認可の申請があつた場合においては、当該銀行に対し、同項の認可をしてはならない。これらの命令をすること又は同条の規定により第四条第一項の免許を取り消すことが必要であると認める銀行から第一項の認可の申請があつた場合も、同様とする。

(営業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営業所及び代理店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(定款の解散原因の規定の効力)

第三十九条 銀行は、商法第四百四条(解散の原因)の規定にかかわらず、同法第九十四条第一号(解散の原因)に掲げる事由によつては、解散しない。

(免許の取消しによる解散)

第四十条 銀行は、第二十七条又は第二十八条の規定により第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消されたときは、解散する。

(免許の失効)

第四十一条 銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の大蔵大臣の免許は、効力を失う。

一 銀行業の全部を譲渡したとき。

二 営業の全部を譲渡したとき。

三 解散したとき(設立又は合併(当該合併により銀行を設立するものに限る。))を無効とする判決が確定したときを含む。)

四 当該免許を受けた日から六月以内に業務を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときを除く。)

(免許の取消し等の場合のみなし銀行)

第四十二条 銀行が第二十七条若しくは第二十八条の規定により第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された場合又は前条の規定により当該免許が効力を失つた場合においては、当該銀行であつた会社は、第三十六条、第三十八条及び第四十六条第一項の規定の適用については、なお銀行とみなす。

(他業会社への転移等)

第四十三条 銀行が第四十一条の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合において、当該銀行であつた会社は、従前の預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、大蔵大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は預金者等の保護を図るため当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をすることができ。

2 前項の規定は、銀行等以外の会社が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

3 第二十四条第一項並びに第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける会社について準用する。

(清算人の任免)

第四十四条 銀行が第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しにより解散した場合においては、裁判所は、利害関係人若しくは大蔵大臣の請求により又は職権をもつて、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。

2 前項の場合を除くほか、裁判所は、利害関係人若しくは大蔵大臣の請求により又は職権をも

つて、清算人を解任することができる。この場合においては、裁判所は、清算人を選任することができる。

(清算の監督)

第四十五条 裁判所は、銀行が解散した場合において、当該銀行であつた会社の清算事務及び財産の状況を調査するとともに、当該会社に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。

(清算手続等における大蔵大臣の意見等)

第四十六条 裁判所は、銀行の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続において、大蔵大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 大蔵大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べるができる。

3 第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により大蔵大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第七章 外国銀行支店

(外国銀行支店の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、大蔵省令で定めるところにより、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店（以下「外国銀行支店」という。）の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第九条、第十四条第二項、第二十二條、第二十三條、第二十四

条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項、第三十二條、第三十三條、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十條、第四十一條第三号、第四十三條、第四十四條並びに第五十三條第二号及び第四号の規定を除く。

3 外国銀行に対する第四条第一項の大蔵大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国銀行支店の資料の提出等)

第四十八條 大蔵大臣は、一の外国銀行に対し複数の第四条第一項の免許を与えている場合には、当該免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を指定して、大蔵省令で定める事項につき連結して記載した帳簿書類その他の資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行支店に対し、外国銀行支店に係る外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の關係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に關する報告又は資料の提出を求めることができる。

(外国銀行支店の届出)

第四十九條 外国銀行支店は、当該外国銀行支店に係る外国銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 資本又は出資の額を変更したとき。
- 二 商号又は本店の所在地を変更したとき。
- 三 合併をし、又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。
- 四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
- 五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許

可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産したとき。

七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(外国銀行支店に係る免許の失効)

第五十條 前条第三号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出（同条第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同条第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出をした外国銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許は、効力を失う。

(外国銀行支店の清算)

第五十一條 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七條又は第二十八條の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消されたとき。

二 第四十一條第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つたとき。

2 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害關係人若しくは大蔵大臣の請求により又は職権をもつて、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。

3 商法第四百二十一条から第四百二十四条まで及び第四百三十条から第四百五十六條まで（株式会社等の清算及び特別清算）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による外国銀行支店の清算について準用する。

(外国銀行の駐在員事務所設置の届出等)

第五十二條 外国銀行は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置

している事務所その他の施設において当該業務を行う場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に關する情報の収集又は提供

2 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、外国銀行に対し、前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八章 雑則

(届出事項)

第五十三條 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 営業を開始したとき。

二 資本の額を増加しようとするとき。

三 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき（第九条第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつたとき）。

四 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

五 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(認可等の条件)

第五十四條 大蔵大臣は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に關する事項の確實な実施を図るため必

要最小限のものでなければならない。

(認可の失効)

第五十五条 銀行がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき(第九条第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵大臣の告示)

第五十六条 次に掲げる場合には、大蔵大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二十六条又は第二十七条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第四十条第一項の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して第四十条第一項の免許が効力を失つたとき。

四 第五十条の規定により外国銀行支店に係る第四十条第一項の免許が効力を失つたとき。

(公告)

第五十七条 銀行がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

(大蔵省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(権限の委任)

第五十九条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。(経過措置)

第六十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第六十一条 第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けないうで銀行業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十二条 第四条第四項の規定により付した条件に違反した者又は第二十六条若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第二十四条第一項(第四十三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項(第四十三条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十四条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第九条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないうでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないうで、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた後において、当該外国の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。

二 第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五 第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

七 第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)又は第二十九条の規定による命令に違反したとき。

八 第三十四条第四項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

九 第四十八条第一項の規定による資料の提出をせず、又は当該資料に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして当該資料の提出をしたとき。

十 第四十八条第二項若しくは第五十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十一 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条、第九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項から第三項まで又は第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

第六十六条 第六条第二項の規定に違反して商号中に銀行であることを示す文字を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第九条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(営業の免許に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の銀行法(以下「旧法」という。)第二条の主務大臣の免許を受けている者(旧法第三十九条第二項又は旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けたものとみなされる者を含み、旧法第三十二条第一項の規定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けている者を除く。)は、この法律の施行の際に改正後の銀行法(以下「新法」という。)第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

(資本の額に関する経過措置)

第三条 新法第五条第一項の規定は、前条の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる銀行(以下「旧法の免許を受けた銀行」という。)で、この法律の施行の際現にその資本の額が新法第五条第一項の規定に基づく政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

(海外現地法人に係る認可に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法の免許を受けた銀行が新法第九条第一項に規定する外国の会社の発行済株式の総数又は出資の総額に同項の規定に基づく大蔵省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えて当該外国の会社の株式又は持分を保有しているときは、当該旧法の免許を受けた銀行は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際旧法の免許を受けた銀行が第一号に掲げる許可を受け又は第二号に掲げる届出をしている株式又は持分の取得が新法第九条第一項の規定に該当するものであるときは、当該旧法の免許を受けた銀行は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け

出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十一条第二項(大蔵大臣の許可を要する資本取引)の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号(居住者による対外直接投資に係る届出)の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三条第二項(資本取引に係る内容の審査及び変更勧告等)の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式若しくは持分の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を承諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 前二項の規定により届出をした旧法の免許を受けた銀行は、当該届出に係る株式又は持分の取得につき新法第九条第一項の認可を受けたものとみなす。

(国債等に係る業務に関する経過措置)

第五条 銀行が新法第十一条の規定により同条に規定する国債等に係る業務を営もうとする場合には、当該銀行は、当分の間、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(同一人に対する信用の供与に関する経過措置)

第六条 新法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている旧法の免許を受けた銀行の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

2 新法第十三条の規定は、外国銀行支店につい

ては、施行日から起算して五年間は、適用しない。

(取締役に対する信用の供与に関する経過措置)

第七条 新法第十四条の規定は、施行日以後に銀行の取締役が商法第二百六十五条の規定による取締役会の承認を受ける新法第十四条第一項に規定する信用の供与について適用し、施行日前に商法第二百六十五条の規定による取締役会の承認を受けた当該信用の供与については、なお従前の例による。

(臨時休業等に関する経過措置)

第八条 新法第十六条の規定は、施行日以後に銀行がその営業所又は代理店において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行が臨時に休業し、又は預金の払戻しを停止した場合については、なお従前の例による。

(経理に関する経過措置等)

第九条 昭和五十六年四月から開始する銀行の営業年度については、大蔵大臣の定めるところにより、同月から昭和五十七年三月までとするこ

とができる。

2 昭和五十六年四月から開始する銀行の営業年度を前項の規定によることとした場合における銀行法(昭和二年法律第二十一号)第八条の規定の適用については、同条中「毎決算期」とあるのは「当該営業年度二係決算期」と、「利益準備金」とあるのは「当該営業年度中二商法第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ分配額ノ五分ノ一ヲ夫々利益準備金」とする。

3 前項の規定中「銀行法(昭和二年法律第二十

一号)第八条の規定の適用」とあるのは、施行日以後においては、「次条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条の規定」と読み替えるものとする。

第十条 新法第十七条及び第十八条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立につ

いて適用し、同日前に開始した営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立については、なお従前の例による。

2 新法第十九条から第二十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る旧法第十条から第十二条ノ二までに規定する書類については、なお従前の例による。

(免許の取消し等に関する経過措置)

第十一条 新法第二十七条の規定は、施行日以後にした行為に係る銀行の業務の停止、取締役又は監査役の解任及び新法第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しについて適用し、施行日前にした行為に係る旧法の免許を受けた銀行の業務の停止、取締役又は監査役の改任及び主務大臣の免許の取消しについては、なお従前の例による。

(営業等の譲渡又は譲受けの認可に関する経過措置)

第十二条 新法第三十条第二項又は第三項の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事業の譲受けについて適用する。

(合併の異議の催告に関する経過措置)

第十三条 新法第三十三条の規定は、施行日以後に銀行が同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお従前の例による。

(営業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する経過措置)

第十四条 新法第三十四条及び第三十五条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用する。

2 新法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡について適用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五条 新法第三十八條の規定は、施行日以後に新法第三十七條第一項の規定による認可を受けた場合について適用し、施行日前に旧法第二十五條の規定による認可を受けた場合については、なお従前の例による。

(免許の取消しによる解散等に関する経過措置)

第十六条 附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の免許を受けた銀行に係る主務大臣の免許の取消しは、新法第二十七條又は第二十八條の規定による新法第四條第一項の大蔵大臣の免許の取消しとみなして、新法第四十條、第四十二條及び第五十六條第二号の規定を適用する。

(免許の失効に関する経過措置)

第十七条 新法第四十一條第四号の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法第四條第一項の大蔵大臣の免許について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行に係る旧法第二條の主務大臣の免許については、なお従前の例による。

(他業会社への転移等に関する経過措置)

第十八條 新法第四十三條の規定は、施行日以後に銀行が新法第四十一條第一号の規定に該当して新法第四條第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合及び施行日以後に銀行等以外の会社が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において旧法第二十六條の規定の適用を受けている会社に対する主務大臣の監督については、なお従前の例による。

(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措置)

第十九條 新法第四十四條及び第四十五條の規定は、施行日以後に銀行が解散した場合について適用し、施行日前に開始された清算に係る旧法第二十七條第二項及び第二十八條並びに第二十九條に規定する清算人の解任及び選任並びに監督については、なお従前の例による。

(清算手続等における大蔵大臣の意見等に関する経過措置)

(経過措置)

第二十條 新法第四十六條の規定は、施行日以後に開始される銀行(銀行が解散した場合における当該銀行であつた会社を含む。)の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続について適用し、施行日前に開始された旧法第三十條及び第三十一條に規定する清算、破産又は強制和議については、なお従前の例による。

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二十一條 この法律の施行の際現に旧法第三十二條第一項の規定により旧法第二條の主務大臣の免許を受けている者は、この法律の施行の際に新法第四十七條第一項の規定により新法第四條第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第四條第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に当該免許に係る外国銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(外国銀行支店の資料の提出等に関する経過措置)

第二十二條 新法第四十八條第一項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る同項に規定する資料の提出について適用する。

(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)

第二十三條 この法律の施行の際現に新法第五十二條第一項の施設を設置している外国銀行は、施行日から起算して三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(認可の失効に関する経過措置)

第二十四條 新法第五十五條の規定は、施行日以後に銀行が受ける新法の規定による認可につい

て適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第二十五條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

経済社会情勢の変化に対応して、銀行の健全経営を確保し、国民経済的、社会的に要請される銀行の機能の適切な發揮に資するよう銀行制度の整備改善を図るため、法の目的を明らかにし、営業年度の半年から一年への変更、休日及び営業時間の弾力化、証券業務その他の業務の明確化等を図るとともに、同一人に対する信用の供与の制限、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等の規定を設け、あわせて金融の国際化に対応して外国銀行支店等に関する規定を整備する等のほか、法文の体系的な整備と平易化を図るため、銀行法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融制度等の整備改善のための相互

銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律

(相互銀行法の一部改正)

第一条 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(他業の禁止)

第七条 相互銀行は、第二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次に掲げる金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下この条において「私的独占禁止法」という。の適用については、私的独占禁止法第二十四條第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ その常時使用する従業員の数が三百人を超えない事業者

ロ その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 前号に掲げる信用金庫をもつて組織する信用金庫連合会

2 前項に定めるもののほか、金庫は、私的独占禁止法の適用については、私的独占禁止法第二十四條第二号から第四号までに掲げる要件を備える組合とみなす。

3 第一項各号に掲げる金庫以外の金庫が私的

独占禁止法第二十四条第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

4 第一項第一号ロの規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに公正かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。

第十條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

第五十三條第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「附随する」を「付随する」に、「受入」を「受入れ」に、「内国為替取引」を「為替取引」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「前項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、政令で定めるところにより」を「政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「規定する業務に関して」を「掲げる業務を行う場合には」に改め、「これらの規定にいう」を削り、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 信用金庫は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用については、銀行とみなす。

5 信用金庫は、国民金融公庫の業務の代理を行うときは、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十三条の規定の適用については、銀行とみなす。

6 信用金庫は、次の各号に掲げる者で第一項第七号の規定による大蔵大臣の指定を受けた

ものの業務の代理を行うときは、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める法律の規定の適用については、銀行とみなす。

一 農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十六條第二項
二 中小企業金融公庫 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二十七條第二項
三 船舶整備公団 船舶整備公団法（昭和三十三年法律第四十六号）第二十八條第二号

四 医療金融公庫 医療金融公庫法（昭和三十三年法律第九十五号）第二十六條第二項
五 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四十四号）第九條第一号

六 地域振興整備公団 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十七條第三号
七 地方住宅供給公社 地方住宅供給公社法（昭和四十二年法律第二百四十四号）第三十四條第二号

八 環境衛生金融公庫 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第二百三十八号）第二十七條第二項
第五十四條第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「附随する」を「付随する」に、「受入」を「受入れ」に、「内国為替取引」を「為替取引」に改め、同条第二項中「規定する」を「掲げる」に、「次の」を「次に掲げる」に、「附随する」を「付随する」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同条第三項中「規定する」を「掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前条第三項から第六項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項第五号」とある

のは「次条第二項第四号」と、同条第六項中「第一項第七号」とあるのは「次条第二項第五号」と読み替えるものとする。

第九十一條第十四号中「第五十三條第三項又は」を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）
第三條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の八第一項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第三号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項中「あわせ」を「併せ」に改め、同項第一号及び第二号中「組合員のためにする」を削り、同項第五号及び第六号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）
第九條の八第二項に次の一号を加える。

十一 前各号の事業に附帯する事業
第九條の八第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。

4 信用協同組合は、第二項第十号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

第九條の九第一項第一号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第二号中「（前号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、会員である信用協同組合の組合員を含む。）」を削り、「貸付（手形の割引を含む。）」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改め、同条第五項中「前条第二項第一号、第三号から第七号まで及び第十号」を「前条第二項（第八号を除く。）及び第

三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）
第四條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（行政庁の認可）
第三條 信用協同組合等は、次に掲げる場合に該当するときは、行政庁の認可を受けなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第一号（同法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事業を行うおうとするとき。

二 中小企業等協同組合法第九條の九第五項において準用する同法第九條の八第二項第九号又は第十号に掲げる事業を行おうとするとき。

第四條中「左の方法による以外に」を「次に掲げる方法以外の方法により」に改め、同条第一号中「信用金庫連合会」の下に「、農業協同組合」を加え、「水産業協同組合連合会」を「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「貸付け」を削る。

第四條中「左の方法による以外に」を「次に掲げる方法以外の方法により」に改め、同条第一号中「信用金庫連合会」の下に「、農業協同組合」を加え、「水産業協同組合連合会」を「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「貸付け」を削る。

（労働金庫法の一部改正）

第五十条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「規定に基く」を「規定に基づく」に、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基く共済組合及び同連合会を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基く共済組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基く共済組合及び同連合会、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基く共済組合並びに公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）に基く共済組合」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「定の」を「定め」に改める。

第五十八條第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「附随する」を「付随する」に、「受入」を「受入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「の外、左の業務をあわせ行う」を「のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行う」に改め、同項第六号中「第四号に掲げるもの」を「間接構成員及び日本勤労者住宅協会」に、「貸付」を「貸付け（手形の割引を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ

第五十八條第二項第五号中「前号に掲げるもの」を「間接構成員」に改め、「法人又は団体」の下に「であるもの」を、「親族」の下に「（次号において「配偶者等」という。）」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「構成するもの」の下に

「（以下この項において「間接構成員」という。）」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「法人」の下に「（以下この条において「国等」という。）」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「その他大蔵大臣の指定する金融機関」を「雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「有価証券」を「有価証券、貴金属その他の物品」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 内国為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

第五十八條第三項を次のように改める。

三 労働金庫は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

第五十八條に次の六項を加える。

四 労働金庫の第二項第八号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

五 労働金庫は、第二項第九号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けをすることができる。

六 労働金庫は、第二項第二号に掲げる業務を行う場合には、商法第二百七十五條第二項第十号及び第四項、第二百七十八條並びに第八十九條（これらの規定を同法第二百八十條ノ十四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十三年法律第二百二十五号）第八十條第十号及び第八十二條第四号（登記の添付書類）の規定の適用については、

銀行とみなす。

七 労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 内国為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ

七 会員以外のものに対する資金の貸付け

八 労働金庫連合会は、前項第一号、第六号又は第七号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

九 第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「次項第二号」と読み替えるものとする。

第八十九條中「（昭和三十三年法律第二百二十五号）」を削る。

第一百一條第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二 第五十八條第三項又は第八項の規定に違反したとき。

十四の三 第五十八條第四項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十四の四 第五十八條第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員外貸付けに関する経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の中小企業等

協同組合法（以下この条及び次条において「改正後の協同組合法」という。）第九條の九第五項において準用する改正後の協同組合法第九條の八第四項の規定及び第四條の規定による改正後の協同組合法による金融事業に関する法律（次条において「改正後の協同組合金融事業法」という。）第三條第二号の規定（改正後の協同組合法第九條の九第五項において準用する改正後の協同組合法第九條の八第二項第十号の事業に係る部分に限る。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の協同組合第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が行う会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に当該協同組合連合会が行った第四條の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（次条において「改正前の協同組合金融事業法」という。）第四條第一号に規定する貸付け及び国、地方公共団体その他官利を目的としない法人に対する預金を担保とする資金の貸付け並びに会員である信用協同組合の組合員に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（信用協同組合等の内国為替取引についての認可に関する経過措置）

第三条 施行日前に改正前の協同組合金融事業法第三條の規定により行政庁のした認可（第三條の規定による改正前の中小企業等協同組合法第九條の八第二項第一号（同法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の事業に係る認可に限る。）は、施行日において改正後の協同組合金融事業法第三條第一号の規定によりした行政庁の認可とみなす。

（労働金庫連合会の会員外貸付けの認可に関する経過措置）

第四条 第五條の規定による改正後の労働金庫法第五十八條第八項の規定は、施行日前に労働金庫連合会が附則第七條の規定による改正前の日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百三

十三号)第三十九条の規定により行つた日本勤労者住宅協会に対する資金の貸付けについては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第六条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二号の二、第二号の三」を「第二号の二から第二号の五まで」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第七条 日本勤労者住宅協会法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(労働金庫等の融資)

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、協会に対し、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の規定により資金の貸付けを行うことができる。

理 由

経済社会情勢の進展に即応して中小企業金融制度等の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会並びに労働金庫及び同連合会の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券会社」を「証券会社等」に改める。
「第三章 証券会社」を「第三章 証券会社等」

に改める。

第四十三条中「有価証券に関する業務」の下に「その他の証券業に関連する業務」を加える。

第六十四条の五を削る。

第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項に規定する国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券について第二十八条各号に掲げる行為(前条第一項ただし書に該当する行為を除くものとし、第二十八条第四号に掲げる行為にあつては、売出しの目的をもつて行うものに限る。)のいずれかを営業として行おうとするときは、政令で定めるところにより、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二十八条第二項、第二十九条及び第三十一条(第一号を除く。)の規定は、前項の認可について準用する。

前項に定めるもののほか、第三十五条第一項(第二号に限る。)、第三十八条及び第四十六条から第四十八条までの規定は、第一項の認可を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について

必要な事項は、大蔵省令で定める。

第百八十五条中「第五十五条」の下に「第六十五条の二第五項」を加える。

第百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第百九十九条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「附した」を「付した」に改め、同条第一号の三中「第三十五条第一項」の下に「(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二第一項」を加える。

第二百条中「五万円」を「五十万円」に改める。
第二百一条中「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に、「但し」を「ただし」に改める。
第二百三条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。
第二百五条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「第六十五条の二第五項」を加え、同条第七号中「第四十八条」の下に「(第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十五号中「第五十五条」の下に「第六十五条の二第五項」を加える。
第二百六条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

(九) 証券取引法第六十五条の二第二項(金融機関の証券業務の営業の認可)の規定による営業の認可(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十条中「五千元」を「五万円」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「証券会社」の下に「及び証券取引法第六十五条の二第二項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関」を加える。

第三十三条中「三十万円」を「三百万円」に改める。
第三十四条中「十万円」を「百万円」に改める。
第三十五条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十六条及び第三十八条中「三万円」を「三十万円」に改める。
第三十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号(ハ)の次のように加える。

認可件数 一件につき十五万円

理 由

最近における証券市場の変化に対応し、その健全な発展を図り、あわせて投資者保護に資するため、銀行等の行う国債証券等に関する証券業務について大蔵大臣の認可を要することとする等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年五月八日印刷

昭和五十六年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

O